

令和2年度住田町奨学生募集要領（追加募集）

住田町教育委員会

1. 応募資格

- (1) 住田町に住所がある方のお子さんで、令和2年4月1日以降に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（短期大学含む）、高等専門学校、大学院及び専修学校に在学している者（これら以外の専修学校一般課程や各種学校などの学校又は学校教育法に規定する学校以外の施設に通う者は除く）であること。
- (2) 林業の担い手として就業するため、修業年限2年以上の専修学校及び大学等に進学した者（上記（1）に同じく、専修学校一般課程や各種学校などの学校又は学校教育法に規定する学校以外の施設に通う者は除く）であること。
- (3) 学資の支弁が困難と認められる方で、健康で成績優秀、品行方正であること。

2. 募集人員 一般 枠 10名程度

2. 募集人員 林業担い手枠 2名程度

3. 奨学金の貸与月額、貸付期間等

(1) 貸与月額	高等学校	20,000円（無利子）
	大学等	45,000円（無利子）
	林業担い手枠	45,000円（無利子）

(2) 貸与期間 申請日の属する月以降の正規の修学期間

(3) 貸与方法 奨学生本人の口座へ振り込みます。

4. 申請の手続き、採否決定及び通知等

- (1) 提出書類 奨学金貸与申請書、奨学生推薦調書ほか必要書類
- (2) 提出先 住田町教育委員会事務局（担当：学校教育係）
- (3) 申請受付期間 令和2年6月1日（月）から令和3年2月26日（金）
- (4) 奨学生採否決定及び通知

住田町教育委員会奨学生選考委員会において、人物、学業成績、健康状態、家庭状況、所得状況（世帯の所得基準については日本学生支援機構の規定に準ずる）について書類審査をし、選考します。

選考結果については、申請日の翌月末日までに文書により通知します。

5. 奨学金の返還

奨学金の返還は、奨学金の貸与が終了し、6カ月据え置き後に返還を開始します。返還は15年以内で、月賦、半年賦、年賦などの割賦返還です。（一括も可能）利息はつきません。

6. 奨学金の返還免除

住田町では、平成28年度より返還免除制度の利用を開始しております。免除制度を利用すれば、最大で貸付金の半額（1/2）が免除となります。

ただし、10年間の返還計画を立てた方で、町内に5年間居住しており、且つ継続して就業していることが条件となります。（就業先は町内外を問いません）

提出書類

No.	提出書類	部数	注意事項
1	奨学資金貸与申請書	1	住田町が配布する申請書用紙に必要事項を記入し、本人、保証人（保護者）、連帯保証人（同居の親族以外で住田町に住所を有するもの）連署のうえ提出して下さい。 裏面の健康診断書欄には、医師の証明をもらってください。
2	奨学資金貸与希望理由書	1	奨学生本人が、貸与を希望する理由を記入して、署名捺印をして下さい。
3	奨学生推薦調書	1	住田町が配布する推薦調書により、在学中の学校に依頼して下さい。 ※必ず学校側で封筒に入れ、封印の上、提出して下さい。提出前に開封されたものは無効となります。
4	成績証明書	1	各学校の様式により、証明が可能な直近1年分の成績証明書を在学中の学校に依頼して下さい。 在学中の学校に証明が可能な成績がない場合は、就学前に籍を置いていた学校に依頼して下さい。 ※必ず学校側で封筒に入れ、封印の上、提出して下さい。提出前に開封されたものは無効となります。
5	委任状 （保証人分）	1	世帯の所得状況を確認するために必要です。 <u>保証人の世帯全員分</u> の署名と押印をお願いします。
6	委任状 （連帯保証人分）	1	連帯保証人の所得状況を確認するために必要です。 <u>連帯保証人本人</u> の署名と押印をお願いします。
7	在学証明書	1	令和2年4月1日以降在学する高校、大学等に依頼して下さい。 令和2年4月1日以降に発行されたもののみ有効です。

- ① No. 1 から No. 7 の書類のほかにも、選考のために必要な書類を提出していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 奨学生採用が決定しましたら、保証人及び連帯保証人の印鑑証明書を提出していただきますので、ご了承ください。

【申請問い合わせ先】

住田町教育委員会事務局 学校教育係 電話 46-3863
(内線256)